

## カンボジアから、感謝の気持ちを込めて

JICA長期派遣専門家

福岡文恵

2019年10月2日、法務省特別顧問の竹下守夫先生がご逝去されました。竹下先生は、1998年にカンボジア民事訴訟法作業部会が設置された当初から、2017年3月までの長きにわたり、同部会長として、カンボジアの民事訴訟法起草支援、法の運用に当たる人材の育成支援、民事訴訟法の普及支援等をリードしてこられました。

訃報をお伝えした際のソティアビ次官の様子は、今でも忘れられません。ソティアビ次官の表情は一瞬で青ざめ、言葉を発することもできませんでした。そして、ソティアビ次官は、大粒の涙を流しながら、「竹下先生が大好きだった。」とおっしゃいました。

訃報をお伝えした翌日には、アン・ヴォン・ワタナ司法大臣、ユー・ブンレン控訴裁判所所長及びヒ・ソピア憲法院裁判官（元司法省筆頭次官）からお悔やみのメッセージが届きました。どのメッセージも、竹下先生の偉大な功績を讃えると共に、多大なる感謝の気持ちが綴られていました。ヒ・ソピア裁判官からのメッセージは、心のこもった手書きのメッセージでした。また、各ワーキンググループのメンバーも、インスタントメッセージシステム（グループLINEのようなもの）を使用して、各々がお悔やみの言葉を述べていました。

私が法務省法務総合研究所国際協力部勤務となり、カンボジアに対する法整備支援に関わるようになったのは、竹下先生が民事訴訟法作業部会長をお辞めになった後であり、残念ながらお目にかかることはできませんでしたが、カンボジア司法関係者の対応を通して、竹下先生がカンボジアの人々にどれだけ愛され、慕われていたか、そして、そのご功績がいかに偉大であったか、改めて強く感じました。

2007年1月に開催された第8回法整備支援連絡会では、アン・ヴォン・ワタナ司法大臣に続き、竹下先生が「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」との演題で基調講演<sup>1</sup>をされています。その中で、竹下先生は、法整備支援の成果を相手国に定着させるための今後の課題に触れ、法律を制定するだけでなく、制定された法律を相手国の法律家、更には国民一般にまで普及させる活動を継続的に続けていくことが求められる旨述べています。

カンボジアでは、1999年にJICA法制度整備プロジェクト（フェーズ1）が開始され、竹下先生を始めとする民事訴訟法作業部会の先生方、民法作業部会の先生方のご尽力により、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法が成立しました。その後も、民事関連法令の起草支援や人材育成支援と並び、民法・民事訴訟法の普及活動が進められ、2017年4月からは、現行の民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト（フェーズ5）が

<sup>1</sup> 竹下守夫「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」ICD NEWS第31号（2007年6月）14頁以下 [www.moj.go.jp/content/000010317.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000010317.pdf)

行われています。現行プロジェクトの目標は、「民法・民事訴訟法に基づいた適切な運用が行われるための基盤が整備される」ことであり、民事関連法令の起草、訴状等の各種書式例の整備及び判決書公開に関する各ワーキンググループを毎週実施しているほか、カンボジアの全始審裁判所の裁判官等を対象に、定期的にセミナーを実施するなどしています。

今年、カンボジアに対する J I C A 法制度整備プロジェクト開始からちょうど 20 年目の年に当たります。竹下先生を始めとする多くの先生方、歴代の J I C A 専門家の皆様、J I C A 本部・現地事務所、法務省法務総合研究所国際協力部等、多くの関係者の皆様のこれまでのご尽力、ご苦労があるからこそ、今こうしてカンボジアで法整備支援活動を行うことができるのであり、カンボジア法整備支援プロジェクト 20 年の歴史の重みを感じています。そして、竹下先生が今後の課題とおっしゃっていた継続的な支援をまさに実践しているのであって、身の引き締まる思いです。民法・民事訴訟法の適切な運用を着実に広め、カンボジアの司法をより良くしていけるよう、日々精進していきたいと思いをします。

竹下先生の安らかなるご永眠を、心よりお祈り申し上げます。